## 申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許 認	可等の内容	換地計画の認可(個人施行者(市町村を除く。)及び土地 区画整理組合が施行する土地区画整理事業(1の市町村 の区域に属するものに限る。)に関する事務に限る。)
	去令及び条項	土地区画整理法第86条第1項後段
所管	<u> 部 課 係 名</u>	まちづくり未来部都市計画課都市計画係
審	関係条項	土地区画整理法第86条第1項、同条第4項及び同条第 5項
		法第86条第1項、第4項及び第5項の規定による。
		(換地計画の決定及び認可) 第86条 施行者は、施行地区内の宅地について換地処
		分を行うため、換地計画を定めなければならない。こ の場合において、施行者が個人施行者、組合、区画整
查		理会社、市町村又は機構等であるときは、国土交通省 令で定めるところにより、その換地計画について都道
		府県知事の認可を受けなければならない。 4. おおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおお
	基準	4 都道府県知事は、第1項に規定する認可の申請があ     つた場合においては、次の各号のいずれかに該当する
		事実があると認めるとき以外は、その認可をしなけれ
	(未設定の場	ばならない。
	   合はその理由)	(1) 申請手続が法令に違反していること。
基	日はての廷田)	(2) 換地計画の決定手続又は内容が法令に違反してい
		ると。   (3) 換地計画の内容が事業計画の内容と抵触している
		(3) 換地可画の内谷が事業可画の内谷と抵照している。
		5 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、換地計
		画に係る区域に市街地再開発事業の施行地区(都市再
		開発法第2条第3号に規定する施行地区をいう。)が
		含まれている場合においては、当該市街地再開発事業
		の施行に支障を及ぼさないと認めるときでなければ、
		第1項に規定する認可をしてはならない。
	参 考 事 項	
準	設定等年月日	平成27年4月1日設定(平成 年 月 日最終変更)
標	標準処理期間	25日
準加	(未設定の場	
理	合はその理由)	
処 理 期 間	設定等年月日	平成27年4月1日設定(平成 年 月 日最終変更)